

## 第2章 鉄道交通の安全

### 第1節 鉄道交通環境の整備

関係機関	四国運輸局愛媛運輸支局、四国旅客鉄道(株)、伊予鉄道(株)
------	-------------------------------

#### 1 実施方針及び重点

- (1) 施設の整備を行い、輸送の安全を確保する。特に軌道構造の強化を図る。
- (2) 運転保安設備の整備に努める。
- (3) 鉄道構造物の耐震性の強化を図る。

#### 2 計画の内容

予 算 額	475,800 千円
-------	------------

##### (1) 線路施設の整備

軌道構造の強化 (317,800千円)

実施区分	路線名	種 別	規 模	事 業 費
四国旅客鉄道(株)	予 讃 線	P Cマクラギ化 合成マクラギ化 道床増厚化	563本 886本 1,636m	21,800千円
	予 讃 線			9,500千円
	予 讃 線			181,000千円
小 計				212,300千円
伊 予 鉄 道(株)	全 線	重軌条交換	965m	83,500千円
	全 線	枕木交換	木枕木 650本	22,000千円
小 計				105,500千円
合 計				317,800千円

##### (2) 運転保安設備の整備

(158,000千円)

###### ○経年運転保安設備の更新

- ・ 継電連動装置更新四国旅客鉄道(株)

予讃線 伊予市駅、伊予平野駅 158,000千円

##### (3) 鉄道構造物の耐震性の強化

- 確実な検査の実施と危険箇所の防災対策を推進する。
- 新設する高架橋等の鉄道構造物に係る耐震設計は、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」を用いて設計する。

## 第 2 節 鉄道の安全な運行の確保

関係機関	四国運輸局愛媛運輸支局、松山地方气象台、四国旅客鉄道(株)、伊予鉄道(株)
------	---------------------------------------

### 1 実施方針及び重点

- (1) 安全運行確保のため、指導教育の充実を図り、乗務員及び保安要員の資質の向上に努める。  
特に次の事項を重点事項として推進する。
  - ア 慣れからくる安全意識の弛緩による事故防止のため、指差確認喚呼等運転取扱いに関する基本動作を励行する。
  - イ 軌道線における自動車等との接触事故防止のため、早期徐行・早期停止手配の徹底を図り、防衛運転を励行する。
  - ウ 健康チェックリストを活用して、乗務員等の健康管理の充実を図る。
- (2) 春・秋の全国交通安全運動並びに年末年始の輸送等に関する安全総点検では、次の事項に重点をおき、積極的に推進する。
  - 車両・線路・電車線路・運転保安設備・踏切道及び駅等旅客用施設の安全点検並びに鉄道利用者等への広報活動を強化し、鉄道妨害行為の防止及び踏切事故防止等の安全意識の向上に努める。

### 2 計画の内容

予算額	一般経常予算
-----	--------

- (1) 乗務員及び保安要員の教育の充実及び資質の向上
  - ア 四国旅客鉄道実施分
    - (ア) 安全推進委員会の開催  
運転事故の防止に関する事項を総合的に審議し、その方針及び大綱をたてるため、毎月 1 回、社長が部室・課長及び現場長を招集して開催する。
    - (イ) 技術継承と教育の充実
      - 運転関係従業員を対象とした運転事故防止研修の実施
      - 安全に関する集合教育、職場内教育の充実
      - 新任者に対する指導講習会の実施
      - 異常時における列車取扱訓練会の開催
      - リスクアセスメント手法を活用した労災事故防止への取り組み
      - ヒヤリ・ハット運動の積極的な展開
    - (ウ) 厳正な点呼と基本動作の徹底
    - (エ) 異常時即応体制の整備
    - (オ) 個人別努力目標の設定
  - イ 伊予鉄道実施分
    - (ア) 鉄軌道安全推進委員会の開催  
鉄道及び軌道事業における輸送の安全確保に関する事項について全社的な対応を協議し、さらに本社管理部門と現業部門との意思疎通の円滑化を図る場とする。
    - (イ) 鉄軌道運転事故防止委員会の開催  
運転部門・技術部門合同で開催し、運転事故未然防止のための安全対策等を討議し、指導教育の場とする。

- (ウ) ヒヤリ・ハット会議の開催  
現場での事故防止活動の取り組みとして「ヒヤリ・ハット」を有効活用するため、「ヒヤリ・ハット会議」を定期的実施しながら対応策を検討し、危険因子の排除を行い、企業の安全風土の定着を図る場とする。
- (エ) 鉄道部安全・運転会議の開催  
担当役員・部長・課長・係長・駅長・指令所長・乗務長・乗務監督及び各駅助役で構成する鉄道部安全・運転会議を毎月1回定期的に開催し、事故防止等の討議を行うとともに、駅務員及び乗務員に対する翌月の指導方針の周知徹底を図る。
- (オ) 班長会議の開催  
技術部門で担当役員・部長・課長・助役及び班長で構成する班長会議を2箇月に1回定期的に開催し、特に施設面での事故防止等の討議を行うとともに、保守、検査要員に対する指導方針の周知徹底を図る。
- (カ) 運転事故撲滅運動  
「秋の全国交通安全運動」の一環として、運転事故撲滅運動を実施し、係員の資質の向上に努める。
- (キ) 新任運転士の追指導研修の実施  
新任運転士を対象として、3ヶ月、6ヶ月目、1年目及び2年目に開催し、実務経験に基づき、事故防止について研修する。
- (ク) 点呼  
乗務監督者が乗務員に対し、就業前後に対面点呼を実施して、アルコールチェック・業務上の伝達事項を伝達するとともに、健康チェックリストを活用し乗務前の心身の状態をチェックする。
- (ケ) 添乗指導  
監督者が添乗、視察結果を記録する。
- (2) 鉄道車両等の安全性の確保  
鉄道車両等の構造装置に関する改善、鉄道車両の構造装置の保安度の向上を図るとともに、新しい技術の開発による車両等の性能向上を図る。
- (3) 鉄道車両等の検査の充実  
鉄道車両等の検査設備の充実及び老朽設備の取り替えを促進し、計測器の自動化、非破壊検査の拡大強化、車両故障防止対策の推進等を通じて検査の充実を図る。
- (4) 鉄道交通に関する気象情報等の充実  
鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雪、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。
- また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章第3節5 2 (2) 気象情報等の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。
- 特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報

(予報及び警報)の鉄道交通における利活用の推進を図る。

(5) 鉄道交通の安全に関する知識の普及

ア 運転事故防止運動、総点検の実施

(ア) 四国旅客鉄道実施分

- 春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日
- ゴールデンウィークの事故防止点検 4月28日～5月8日
- 夏季多客輸送の事故防止点検 8月10日～8月17日
- 秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日
- 踏切事故防止キャンペーン 11月1日～11月10日
- 年末年始の輸送等に関する安全総点検 12月10日～1月10日

(イ) 伊予鉄道実施分

- 春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日
- 運転事故撲滅週間 9月21日～9月30日
- 秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日
- 踏切事故防止キャンペーン 11月1日～11月10日
- 年末年始の輸送等に関する安全総点検 12月10日～1月10日

イ 事故防止の広報

- (ア) 各種広報媒体による交通道德及び踏切事故防止の広報活動の推進(新聞・駅立看板・車両広告・駅構内及び車内放送等)
- (イ) 自動車運転者等に対する踏切支障時(落輪・エンスト等)における列車非常停止手配訓練の実施
- (ウ) 関係機関との連携を強化するとともに、社員による踏切安全通行指導及びPRの実施
- (エ) 鉄道妨害多発地区を重点に保育所、幼稚園、小学校及び地区子供会等を対象に訪問又は座談会を開催し、鉄道妨害防止思想の普及と踏切安全通行に対するモラルの向上を図る。

ウ 実施内容

- (ア) 踏切道、線路及び電車線路の点検整備
- (イ) 車両及び運転保安設備の点検整備
- (ウ) 旅客用施設、設備の点検整備
- (エ) 案内板・標識類の点検整備
- (オ) 沿線の幼稚園・保育所・小中高等学校・地域諸団体等への鉄道妨害防止及び踏切事故防止に関する依頼文書の発行
- (カ) 踏切事故防止のためのチラシの配布及び車内放送等による鉄道利用者に対する広報宣伝活動の実施

(6) 鉄・軌道事業者に対する保安監査等の実施

鉄・軌道事業者に対し、定期的又は必要に応じて施設及び車両の保守管理状況、運転取扱い状況、係員等に対する教育訓練実施状況等について保安監査を実施し、適切な指導を行う。

また、鉄・軌道事業者に対し、定期的又は必要に応じて運輸安全マネジメント評価を実施し、安全管理体制の構築等についての評価・助言を行う。

(7) 鉄・軌道の保安連絡会議の開催

鉄・軌道の運転事故等に関する情報交換及び事故防止対策に関する討議並びに安全対策を推進す

る上で必要な情報交換等を行う。

(8) 鉄・軌道の運転管理者会議の開催

運転管理者の運転に係る最新の知見の習得及び安全意識の高揚を図る。

(9) 計画運休への取組

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測される時は、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、訪日及び定住外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。